

# 特許クリアランスに関する 運用実態調査報告書

2011年3月

ジェトロ上海センター 知識産権部

**JETRO**

## まえがき

中国特許庁（国家知識産権局）の統計によると、中国2010年には専利（特許、実用新案、意匠）の年間出願件数が100万件を突破し、そのうち発明特許の年間出願件数が約40万件に達し、特許の年間出願件数が初めて日本を上回ることとなった。その背景には、中国は世界の工場という位置づけだけではなく、世界市場にもなりつつあるため、外国人による出願が増えている一方、中国企業と個人の知的財産保護意識が高まってきており、内国人による出願も急増している。それに伴って、知的財産権に関する紛争案件も急増しており、案件数量の増加率が2008年から3年連続で30%以上に達している。そのうち2010年は11月までの知的財産権民事訴訟一審案件の受理数が39913件であり、前年度と比べ36.83%増となっている。

また、近年、外国企業に関わるいわゆる渉外案件も増加する傾向があるとともに、外国企業が被告として起訴された案件の賠償額が高額化していることも注目されている。2009年のシュナイダー事件はその1つの代表例とも言える。中国企業がシュナイダー社を相手に提起した実用新案権侵害訴訟の一審判決で、3億3000万元（約45億4108万円）の損害賠償を被告のシュナイダー社に命じたこの案件は日系企業を含む外国企業を驚かせた。

このような背景から、中国でビジネスを展開する日本企業においても、特許権侵害の紛争で足を掬われないようにするための準備の重要性が増してきた。上海IPG特許ワーキング・グループは日本企業の中国における特許権侵害リスクを回避する「特許クリアランス」の実際の取り組み、つまり運用実態について調査をし、特許クリアランス実施によくある問題点をまとめた。また、通常の意味で特許クリアランスとは、自社製品が他社保有の特許権を侵害していないかどうかを製品販売前などに確認することを指すが、本報告書では、特許クリアランス実施時に未登録の特許がその後登録されたかどうか、又は特許クリアランス実施時に登録されている特許がその後権利消滅されたかどうかのウォッチング（対象特許に対する法律状態監視）と、特許クリアランス実施後に続けて関連特許が公開又は登録されるかどうかを監視するSDI（関連特許に対する定期的監視）との運用実態に対する調査結果もまとめている。

さらに、本報告書は、中国で特許クリアランスを実施する際によく使われているツールと、問題特許を発見する際の権利抵触判断や権利回避などに関する中国の関連法律規定及び対応策などを紹介するとともに、日系企業による特許クリアランスのいくつかの実施可能なパターンをシミュレーションすることで、日系企業が自社の状況に応じ中国における特許クリアランスの実施方法を選択

する際の参考となることを期待する。

(本報告書は、上海恩田商標事務所への委託・協力により作成した)